

委員会における発言の取消しについて

○委員会における発言の取消しについては、基本的には本会議における発言の取消しと同じとされている。

奈良県議会委員会条例に委員会における発言の取消しに関する規定がなく（全国都道府県議会議長会が定める標準委員会条例でも同様）、委員会条例第30条により会議規則を準用することとなるため。

奈良県議会委員会条例 第30条（奈良県議会会議規則の準用）

「この条例に定めるもののほか、委員会の会議については奈良県議会会議規則による。」

奈良県議会会議規則 第54条（発言の取消し）

「議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことができる。」

○発言の取消し時期については、発言をしたその会期中に限られるとされている。

①「議員・職員のための議会運営の実際」第16巻

発言した委員が不穏当性を認め委員長に取消しを申し出たとき、委員長は委員会に諮って取消しを許可します。この場合、許可と不許可が考えられますが、発言者の意思を尊重し許可するのが原則です。この取消しの申し出は会期中にしか出すことができません。

②「地方議会」

発言の取消し又は訂正の時期は、その性質上発言をしたその会期中に限られることは当然であり、会期経過後は発言の取消し又は訂正を求める機会はない。